

熊原第19-032号
令和元年10月18日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設に関する施設定期検査申請書に係る変更の届出書

核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の16第2項の規定に基づき、平成26年9月11日付け熊原第14-030号をもって申請をした核燃料物質の加工施設に関する施設定期検査申請書のうち、別紙第3項の記載を一部変更したので、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 変更の内容

- 1) 「3. 検査を受けようとする事項及び期日」のうち検査を受けようとする事項について、検査の項目及び対象を示す表を別添1のとおり変更する。
- 2) 「3. 検査を受けようとする事項及び期日」のうち検査を受けようとする期日について、検査受検期間を示す別表を別添2のとおり変更する。

2. 変更の理由

- 1) 検査を受けようとする事項について、「第1種管理区域の負圧確認検査」の検査内容を見直す。
- 2) 検査を受けようとする期日について、令和元年度の検査受検期間（予定）を追記する。

別添 1

【変更前】

1. 第 1 5 回施設定期検査の項目及び対象

検査の項目	検査の対象
自動火災報知設備の警報作動検査	非常用設備
可燃性ガス検知器の警報作動検査	加工設備本体、廃棄施設、主要な実験設備
負圧警報装置の警報作動検査	廃棄施設
放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	廃棄施設
連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査	加工設備本体
非常用電源設備の作動検査	非常用設備
気体廃棄設備の処理能力検査	廃棄施設
液体廃棄設備の処理能力検査	廃棄施設
γ線エリアモニタの警報作動検査	放射線管理施設
排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	放射線管理施設
過加熱防止機構の作動検査	加工設備本体、廃棄施設
自動窒素ガス切り替え機構の作動検査	加工設備本体、主要な実験設備
搬送設備の停電時保持能力検査	加工設備本体、貯蔵施設
第 1 種管理区域の負圧確認検査※ ¹	廃棄施設
設備内風速・負圧の確認検査	加工設備本体、廃棄施設、核燃料物質の検査設備及び計量設備、主要な実験設備
濾過装置の性能確認検査	廃棄施設
異常圧逃がし機構の作動検査	廃棄施設
失火検知機構の作動検査	廃棄施設
故障時の排風機自動起動機構の作動検査	廃棄施設
送排風機の起動停止インターロックの作動検査	廃棄施設

※ 1 建物の健全性確認に関する検査も行う。

【変更後】

1. 第15回施設定期検査の項目及び対象

検査の項目	検査の対象
自動火災報知設備の警報作動検査	非常用設備
可燃性ガス検知器の警報作動検査	加工設備本体、廃棄施設、主要な実験設備
負圧警報装置の警報作動検査	廃棄施設
放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	廃棄施設
連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査	加工設備本体
非常用電源設備の作動検査	非常用設備
気体廃棄設備の処理能力検査	廃棄施設
液体廃棄設備の処理能力検査	廃棄施設
γ線エリアモニタの警報作動検査	放射線管理施設
排気・リサイクル空気用ダストモニタの警報作動検査	放射線管理施設
過加熱防止機構の作動検査	加工設備本体、廃棄施設
自動窒素ガス切り替え機構の作動検査	加工設備本体、主要な実験設備
搬送設備の停電時保持能力検査	加工設備本体、貯蔵施設
第1種管理区域の負圧確認検査	廃棄施設
設備内風速・負圧の確認検査	加工設備本体、廃棄施設、核燃料物質の検査設備及び計量設備、主要な実験設備
濾過装置の性能確認検査	廃棄施設
異常圧逃がし機構の作動検査	廃棄施設
失火検知機構の作動検査	廃棄施設
故障時の排風機自動起動機構の作動検査	廃棄施設
送排風機の起動停止インターロックの作動検査	廃棄施設

別添2

【変更前】

別 表

検査の対象	検査を受けようとする期日				
	施設定期検査期間：平成26年10月頃 ～ 未定				
・加工設備本体	第15回	第15回	第15回	第15回	第15回
・貯蔵施設		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)
・廃棄施設	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間(予定)
・放射線管理施設	平成26年11月27日	平成27年12月7日	平成29年4月17日 ^{※2}	平成30年1月23日	平成31年3月1日
・非常用設備	～	～	～	～	～
・核燃料物質の検査設備及び計量設備	平成26年12月9日	平成28年4月22日 ^{※1}	平成29年11月22日 ^{※3}	平成30年2月16日 ^{※4}	平成31年4月30日 ^{※5}
・主要な実験設備					

- ※1 平成27年12月16日の放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査において警報が未吹鳴となり、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置、並びにその水平展開を行った後に、施設定期検査を再開した。
- ※2 平成28年11月25日に発生した負圧警報吹鳴に係る一連のトラブルの原因究明及び是正処置を行い、平成29年2月27日から3月3日に実施した平成28年度第4回保安検査において、その実施状況の確認を受けるまでは施設定期検査を延期することとなった。
- ※3 平成29年4月25日の気体廃棄設備の処理能力検査の系統検査において、局所排気設備(系統VI)の排気ダクト外面で錆の一部が確認されたため、検査を中断した。当該設備に対して設計及び工事の方法についての認可を6月27日に取得し、7月18日から7月28日に使用前検査を受検し8月25日に合格したが、8月10日に酸化ウラン粉末の漏えいに係る法令報告事象が発生したため、施設定期検査の再開を延期することとなった。当該事象に対する原因究明及び再発防止対策について11月8日の原子力規制委員会において了承された後に、施設定期検査を再開した。
- ※4 平成29年9月20日に焼却設備において、二次燃焼室点検口配管内外面に錆が確認された。
その後、当該不適合の原因を特定し、是正処置を計画していたところ、平成30年3月28日に新規制基準へ適合するための加工事業変更許可を取得したことから、当該不適合に係る二次燃焼室点検口配管の設計変更及び工事は、加工事業変更許可に基づく焼却設備の安全機能強化に係る抜本的な設計変更(可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等の爆発防止対策)と併せて行うこととした。このため、当該年度の焼却設備に係る検査は受検できる状態ではない。
以上のことを踏まえて、未受検の検査は、使用前検査合格後に受検することとする。
- ※5 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成31年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、平成30年度の検査を受検できる状態ではない。
 - ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
 - ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
 - ・過加熱防止機構の作動検査
 - ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
 - ・異常圧逃がし機構の作動検査
 - ・失火検知機構の作動検査
 - ・故障時の排風機自動起動機構の作動検査

【変更後】

別 表

検査の対象	検査を受けようとする期日				
	施設定期検査期間：平成 26 年 10 月頃 ～ 未定				
・加工設備本体	第 15 回	第 15 回	第 15 回	第 15 回	第 15 回
・貯蔵施設		(平成 27 年度)	(平成 28 年度)	(平成 29 年度)	(平成 30 年度)
・廃棄施設	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間
・放射線管理施設	平成 26 年 11 月 27 日	平成 27 年 12 月 7 日	平成 29 年 4 月 17 日 ^{※2}	平成 30 年 1 月 23 日	平成 31 年 3 月 19 日
・非常用設備	～	～	～	～	～
・核燃料物質の検査設備及び計量設備	平成 26 年 12 月 9 日	平成 28 年 4 月 22 日 ^{※1}	平成 29 年 11 月 22 日 ^{※3}	平成 30 年 2 月 16 日 ^{※4}	平成 31 年 4 月 17 日 ^{※5}
・主要な実験設備					

- ※1 平成 27 年 12 月 16 日の放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査において警報が未吹鳴となり、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置、並びにその水平展開を行った後に、施設定期検査を再開した。
- ※2 平成 28 年 11 月 25 日に発生した負圧警報吹鳴に係る一連のトラブルの原因究明及び是正処置を行い、平成 29 年 2 月 27 日から 3 月 3 日に実施した平成 28 年度第 4 回保安検査において、その実施状況の確認を受けるまでは施設定期検査を延期することとなった。
- ※3 平成 29 年 4 月 25 日の気体廃棄設備の処理能力検査の系統検査において、局所排気設備（系統VI）の排気ダクト外面で錆の一部が確認されたため、検査を中断した。当該設備に対して設計及び工事の方法についての認可を 6 月 27 日に取得し、7 月 18 日から 7 月 28 日に使用前検査を受検し 8 月 25 日に合格したが、8 月 10 日に酸化ウラン粉末の漏えいに係る法令報告事象が発生したため、施設定期検査の再開を延期することとなった。当該事象に対する原因究明及び再発防止対策について 11 月 8 日の原子力規制委員会において了承された後に、施設定期検査を再開した。
- ※4 平成 29 年 9 月 20 日に焼却設備において、二次燃焼室点検口配管内外面に錆が確認された。
その後、当該不適合の原因を特定し、是正処置を計画していたところ、平成 30 年 3 月 28 日に新規制基準へ適合するための加工事業変更許可を取得したことから、当該不適合に係る二次燃焼室点検口配管の設計変更及び工事は、加工事業変更許可に基づく焼却設備の安全機能強化に係る抜本的な設計変更（可燃性ガスの緊急遮断弁、感震計、可燃性ガス検知器及び失火検知器の二重化等の爆発防止対策）と併せて行うこととした。このため、当該年度の焼却設備に係る検査は受検できる状態ではない。
以上のことを踏まえて、未受検の検査は、使用前検査合格後に受検することとする。
- ※5 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成 31 年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、平成 30 年度の検査を受検できる状態ではない。
- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
 - ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
 - ・過加熱防止機構の作動検査
 - ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
 - ・異常圧逃がし機構の作動検査
 - ・失火検知機構の作動検査
 - ・故障時の排風機自動起動機構の作動検査

別 表 (つづき)

検査の対象	検査を受けようとする期日
<ul style="list-style-type: none"> ・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備及び計量設備 ・主要な実験設備 	<p style="text-align: center;">施設定期検査期間：平成 26 年 10 月頃 ～ 未定</p> <p>第 15 回（令和元年度） 検査受検期間（予定） 令和元年 12 月 1 日～令和 2 年 1 月 31 日^{※6}</p>

※6 下記施設定期検査の項目の対象設備は、令和 2 年度に予定している新規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、令和元年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス検知器の警報作動検査
- ・連続焼結炉の冷却水圧力警報装置の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構の作動検査
- ・異常圧逃がし機構の作動検査
- ・失火検知機構の作動検査
- ・故障時の排風機自動起動機構の作動検査